

510 著作権規程

（著作権の帰属、手続き）

- 第 1 条 本会が編集発行する会誌、講演会論文集、シンポジウムテキスト、講座テキスト、講習会テキスト、学術図書、ビデオ、プログラム、データベース、その他すべての著作物（電子媒体を含む）に関する著作権は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含めて、原則として本会に帰属する。
- 2 本会が発刊する著作物の著作者は著作権譲渡書を本会に提出することにより、または、本会が指定する著作物に関しては、著作権が本会に帰属する旨を明記することにより、著作物に関する本規程第 1 条第 1 項の著作権は本会に帰属されたものとする。

（著作物の利用）

- 第 2 条 著作者自身が、著作権法(第 30 条：私的目的のための複製、第 32 条：引用、第 35 条：教育機関における複製)などで認められている範囲内の利用であれば、本会の許諾を必要としない。
- 2 非営利目的かつ、本会の利益を不当に侵害しない範囲において、著作者等が著作物の全文、または一部を本会の著作権利用申請基準に基づき複製、翻案、翻訳する場合は、本会は異議を申し立てることはしない。営利目的の場合の諾否については本会にて審議する。
- 3 著作権利用の場合は、出所を明示しなければならない。
- 4 著作権利用申請基準は本会の会誌に掲載された著作物にのみ適用される。その他の著作物に関して、全部を複製の形で他の著作物に利用する場合には、事前に文書で本会に申し出を行うものとする。

（第三者対応）

- 第 3 条 第三者から、著作物の複製あるいは転載に関する許諾の要請があり、本会において適切と認めた場合は、これを許諾する。許諾にともなって支払われた対価は本会が収納する。
- 2 第三者が本会の依頼によって著作を行う場合、本会に著作権が帰属する著作物からの転載に限り、その出典を明記するだけで本会の許諾を原則として必要としない。

（責任の所在）

- 第 4 条 本会が発行する著作物の内容については著作者自身が責任を負い、著作権の内容に関する紛争が生じた場合、本会はその責任を負わない。

附 則 この規程は平成 6 年 11 月 11 日より施行する。

附 則 この規程は、一般社団法人への登記日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行・適用する。